

マイナンバー申告のお願い

マイナンバーとは・・・

- 日本国内の全住民に付番される、一人ひとり異なる12桁の番号です。行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的に、社会保障、税、災害対策の行政手続において利用されます。法律で定められた事務の範囲を超えてマイナンバーを取得・利用・提供することは禁じられております。



生命保険会社におけるマイナンバーの取扱い

- 平成28年1月から生命保険会社は、保険金等のお支払いの際に税務署に提出する支払調書等に、保険契約者および保険金等受取人のマイナンバーを記載することが義務付けられております。

よくある質問（FAQ）

Q. 生命保険会社にはいつマイナンバーを申告するの？

A. マイナンバーの申告時期は、生命保険会社や商品によって異なります。生命保険会社から申告依頼がありますので、その際に申告をお願いいたします。

Q. 生命保険会社ではマイナンバーをどのように管理するの？

A. マイナンバーの取扱いには、法令、ガイドラインにおいて厳格な安全管理措置が求められています。各生命保険会社では法令、ガイドラインを遵守してマイナンバーを管理します。

Q. マイナンバーはどのように申告すればいいの？

A. マイナンバーの申告は、申告書類に記入いただく方法、電子機器に入力いただく方法等があります。また、マイナンバーを申告いただく際には本人確認（マイナンバーの確認＋身元確認）が必要となります。

Q. すでに生命保険を契約しているけど、マイナンバーの申告は必要なの？

A. 平成27年12月以前から生命保険契約を締結しているお客さまも、平成28年以降に保険金等のお支払いが発生した場合は、マイナンバーの申告が必要になることがあります。